

特定商取引法の通達改正の概要

平成 17 年 8 月 12 日
経 済 産 業 省

経済産業省は、悪質住宅リフォーム訪問販売に対する特定商取引法の執行を促進・強化すること等を目的として、8月10日、同法の通達を改正・施行しました。

1. 住宅リフォーム訪問販売関係

悪質な住宅リフォーム訪問販売に関し、特定商取引法違反となる事例を追加するなど法解釈を明確にし、同法に基づく警察の取締並びに国及び都道府県による行政処分を行いやすくしました。

【高齢者等との契約・勧誘について】 - 適合性原則の明確化 -

「老人その他の者の判断力の不足に乘じ、契約を締結させること」(法第7条第3号)関係

- 判断力が不足していることが明らかでなかった場合についても、通常の判断力があれば締結しないような、消費者にとって利益を害するおそれがある契約(例えば、新築代金に匹敵するような高額のリフォーム契約)を締結させることが法違反に該当することを明確にしました。

「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと」(法第7条3号(いわゆる適合性原則)関係)

- 例えば、年金収入しかない高齢者に対して、返済困難な借金をさせて住宅リフォーム契約を締結するよう勧誘する行為が法違反に該当することを明確にしました。

【次々販売等について】 - 次々販売が特定商取引法で規制されることの明確化 -

特定商取引法の訪問販売規制の適用除外となる「継続的取引関係にある顧客に対する住居訪問販売」(法第26条第2項第2号)関係

- 日常生活に支障なく定着している訪問販売は特定商取引法の適用除外になり得ますが、そうでないものは、いくら取引回数を重ねても適用除外になることはあり得ません。このため、例えば、消費者が冷静に検討する時間も与えられずに次々と短期間に住宅リフォーム契約を結ばされるいわ

ゆる次々販売が、訪問販売規制の適用除外となる「継続的取引関係にある顧客に対する住居訪問販売」に該当しない(特定商取引法の規制が適用される)ことを明確にしました。

その他住宅リフォーム訪問販売業者の脱法行為の防止(法第26条第2項第1号)関係

- 例えば、住宅リフォーム訪問販売業者が、消費者に「見積もりをしてほしいので来訪されたい」等、あたかも消費者の方から販売業者に対して、自宅に来訪して取引することを要請したかのように言わせることは、訪問販売規制の適用除外に該当しない(特定商取引法の規制が適用される)ことを明確にしました。

【その他法違反に該当する住宅リフォーム訪問販売について】

禁止行為(法第6条)関係

- 例えば、「(事実反して)屋根が壊れている」「工事を既に始めたのでクーリングオフできない」等と告げることが禁止行為に該当することを明確にしました。

書面交付(法第4条、第5条)関係

- 例えば、「床下工事一式」、「床下耐震工事一式」とのみ記載することは書面交付義務違反に該当することを明確にしました。

2. インターネット・オークション関係

インターネット・オークションが、通信販売全体において大きな位置づけを占めるようになってきた現状を踏まえ、インターネット・オークションに出品する事業者には特定商取引法の通信販売の広告規制が適用されることを明確にしました。

(参照URL)

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/index.html>

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokushoho/0412/joubun.html>